

# 地域森林計画樹立案及び変更案に対する 意見の要旨及び当該意見の処理

福島県森林計画課

## 1 県民からの意見募集結果

- (1)縦覧及び意見募集期間 平成21年10月30日～平成21年11月30日  
(2)意見の件数 14 件 (会津地域森林計画に関するもの)  
(3)意見の要旨及び対応 別紙のとおり

## 2 森林法第6条第3項に基づく意見聴取

- (1)各市町村長 意見は特にありませんでした。  
(2)関東森林管理局長 意見は特にありませんでした。

## 3 他部局及び関係機関との協議

- (1)東北経済産業局長 意見は特にありませんでした。  
(2)県の関係部局 意見は特にありませんでした。

(参考)別紙の「対応」の区分

意見への対応	内 容
修文するもの	意見を踏まえて当計画を修文するものです。
趣旨を取り入れているもの	意見の趣旨が既に当計画に反映されているものです。
趣旨の一部を取り入れているもの	意見の趣旨の一部が当計画に反映されており、計画への記述や修文は要さないと判断されるものです。
計画への反映が困難なもの	意見の趣旨は、技術的知見等から、そのまま記述することが困難なものです。
事業・施策に関する要望等	意見の趣旨が個別の事業や施策の具体的な取組み等に関するものであり、森林の諸機能の維持増進の指針等を示す当計画の策定趣旨から、修文は要さないと判断したもので、今後の事業実施等において参考とさせていただくものです。

(別紙)

地域森林計画(案)への意見の要旨及び当該意見への対応

対象計画区	意見の要旨	対応	理由
阿武隈川	「意見なし」		
奥久慈	「意見なし」		
磐城	「意見なし」		

(別紙)

### 地域森林計画(案)への意見の要旨及び当該意見への対応

対象計画区	意見の要旨	対応	理由
会津	1 「生態系と生物の多様性」を確保するためには、大きなまとまったエリアの保全が必要なことから、国有、県有、市町村有、そして民有林などを分け隔てることなく、森林環境全体を包括する施策の検討を要望します。	事業・施策に関する要望等	現在の森林・林業行政は、森林・林業基本法、森林法の体系により実施されており、地域森林計画の策定にあたっては、森林・林業基本計画や全国森林計画に即した計画となるよう国と協議を行うこととされております。 また、森林法第6条2に基づき国有林を管理する森林管理局と計画内容について調整を行うとともに、市町村で策定する市町村森林整備計画についても、地域森林計画に適合した計画となるよう調整しております。
	2 生活環境部と連携のうえ、「地域森林計画」(変更案)を樹立・作成されるよう要請する。	事業・施策に関する要望等	地域森林計画の策定・変更にあたっては、生活環境部の関係課へも意見の照会を行い計画内容について調整しております。
	3 林道計画(開設110, 拡張179)、治山事業(217)、これを予算規模に置き換えてみれば、森林土木事業偏重の森林計画であることは明白である。人工林の間伐、マツクイムシ・カシノナガキクイムシによる立枯れ木の伐採、広葉樹の植林等による森林の保全に予算を投入すべきである。	事業・施策に関する要望等	地域森林計画では、林道・治山の整備計画量は、全国森林計画の整備目標や市町村の要望状況等を踏まえ計画しております。 また、多様な森林資源の整備と保全を図るため、育成単層林における広葉樹林化や針広混交林化にも取り組む方針としております。 なお、事業の実施にあたっては、事業の必要性を詳細に検討するとともに、現在策定を進めている「新たな福島県農林水産業振興計画(仮称)」と連携を図りながら、適切な事業の執行に努めてまいります。
	4 「生態系と生物の多様性」のためには、「生産者」(草樹木)、「消費者」(野生動物等)、「還元者」(微生物等)が健全に活動できる環境が整っていることが必要であることから、計画書に森林生態系の重要性についての記述を要望します。	趣旨の一部を取り入れているもの	地域森林計画においては、森林における生物多様性の保全も含めた多面的機能の持続的な発揮を確保するため、保安林の適切な保全や、水土保持林における高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、森林と人との共生林における野生生物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐための回廊状の森林の確保などについて記載し、森林生態系の重要性についても触れているところです。

対象計画区	意見の要旨		対応	理由
会津	5	<p>会津地域森林計画に基づく、林道・治山事業の実施においても、国有林との整合性（森林生態系保護地域・緑の回廊の設定）、環境基本法に基づく「環境基本計画」、さらには、生物多様性基本法（平成20年6月6日公布）に基づく生物多様性の保全・環境影響評価の推進等に留意して計画を立案すべきである。</p>	<p>事業・施策に関する要望等</p>	<p>国有林に関連する民有林林道・治山事業の実施にあたっては、各地区ごとに計画内容等について森林管理局等と協議調整を実施しているところである。</p> <p>また、林道事業は、福島県環境影響評価条例に基づき、対象となる事業について、環境影響評価を行うこととしております。</p> <p>今後とも、林道・治山事業の実施にあたっては、自然環境等の保全に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p>
	6	<p>治山、治水事業などは、現行の工事方法では、森林生態系に大きな影響や負荷を与えることから、環境負荷の少ない施工方法により実施されることを要望します。</p>	<p>事業・施策に関する要望等</p>	<p>治山事業は、保安林内の荒廃森林の復旧や荒廃危険箇所における災害の予防を目的に実施している事業で、事業の実施にあたっては、多様な森林機能を十分に発揮させるとともに、地域の自然環境の特性を踏まえ、周辺環境と調和する建設資材の利用や工法の導入、生態系の維持・回復等に配慮したものと取り組んでまいります。</p>
	7	<p>会津美里町大字松坂地区（76林班）ほかの森林計画変更の中止を求める。同地域にはクマタカの生息が確認されている。保護策を最優先すべきだ。さらに、以前「新宮川ダム」周辺の広葉樹を伐採、杉の植林を行った。水源かん養機能を優先すべきで全くの愚策であった。</p>	<p>計画への反映が困難なもの</p>	<p>当地区は、「新宮川ダム」の完成に伴い、ダムサイト、湛水区域、岩石採取箇所などの林地開発区域を地域森林計画の対象森林から除いたものです。</p>
	8	<p>皆伐によって森林生態系は短期間に崩壊するので、皆伐施行の際は、野生動植物のモニタリングを行うよう要望します。</p>	<p>計画への反映が困難なもの</p>	<p>民有林は所有規模が小さく、個々の皆伐地での野生動植物のモニタリング調査を実施することは難しいと考えています。</p> <p>なお、「3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項」の「(1)ア立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針」において、林地の保全や公益的機能の発揮に十分配慮するための指針を定めています。</p>

対象計画区	意見の要旨		対応	理由
会津	9	<p>実質的な意味と利用頻度を持つ林道の整備は不可欠と思われませんが、必然性のない林道工事(特に観光道路のような大規模な林道工事)は、即刻中止すべきである。</p>	<p>事業・施策に関する要望等</p>	<p>林道は、林業経営や森林管理にとって必要不可欠な施設であり、地元の要望状況や利用形態等を検討のうえ、適切な整備を進めてまいります。</p>
	10	<p>山のみち(旧緑資源幹線林道)について、変更なしとしているが、下郷区間、西会津区間の中止を表明すべきである。その他の区間(一の木、新鶴・柳津区間、北塩原等)についても費用対効果を再検証し中止の決断をすべきである。</p>	<p>趣旨の一部を取り入れているもの</p>	<p>米沢下郷線の下郷Ⅱ区間、飯豊・檜枝岐線の西会津区間は、平成20年度に幹線林道事業見直し調査を行い、今後の対応方針を「中止」とし、関係市町村にお知らせするとともに、県ホームページにより広く周知を図りました。これを受けて、会津地域森林計画も、平成20年度に変更し、計画から削除したところです。</p> <p>また、「休止」とした山都区間、平成21年度から林道事業を実施している一の木区間を除くその他の区間については、関係市町村からの要望を踏まえ、費用対効果の再評価などを行い、林道事業の実施について検討することとしております。</p>
	11	<p>森林居住環境大滝線の中止を求める。同地域では人工林地帯への林道建設は終了している。同地域は、広葉樹の百年の大径木の生産を目指している。さらに絶滅危惧種イヌワシ・クマタカの保護対策が不十分である。</p>	<p>事業・施策に関する要望等</p>	<p>林道「大滝線」は、森林の適切な施業・管理、水没移転者の生活安定、水源かん養等保安林機能の維持増進などに供する林道であり、地元地権者の要望も強いことなどから、事業を実施しています。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、希少猛禽類の保護のため、引き続き、モニタリング調査等を実施するとともに、学識経験者による検討委員会からの提言を踏まえた保護対策を実施してまいります。</p>
	12	<p>東京大学名誉教授、故・高橋延清氏や福井県林業改良指導員、鋸谷茂氏らによる施行法の普及を要望します。</p>	<p>事業・施策に関する要望等</p>	<p>高橋氏は、大規模な天然林施業実験から森林がもつ木材生産の経済性と環境保全の公益性を研究された方で、その考え方は、地域森林計画に示す育成複層林施業や天然生林施業に通じるものと考えています。また、鋸谷氏は、森林の胸高断面面積の合計を指標とした密度管理等を提唱している方で、県内の冠雪害発生地で指導をいただいております。その技術の普及にあたっては、地域の状況を踏まえながら、適切な森林施業の推進に努めてまいります。</p>

対象計画区	意見の要旨		対応	理由
会津	13	樹木の立ち枯れの根本原因の解明と、それに 応じた解決策が急務である。	事業・施策 に関する要 望等	県では、現在、会津地方などで見られるナラ類の枯損被害に 関する防除技術について、国や他県と合同で、実用化に向けた 調査研究に取り組んでいるところです。 なお、過去に実施した調査等では、本県において酸性雨によ る被害と断定できるものは確認されておりません。
	14	所管外ではあるが、福島県の「レッドデータブ ック」の改訂版の早期発行を要請する。	事業・施策 に関する要 望等	担当課へ伝えさせていただきます。